新型コロナウイルス感染予防防止対策
修学旅行・教育旅行用　旅行実施確認事項（案）

取扱旅行会社
誠心誠意、人と地域づくりに貢献します。
沖縄県知事登録旅行業第2-227号
有限会社 名護ツアーセンター
〒905-0011 沖縄県名護市宮里453-6
TEL0980-53-7500
http:www.nagotc.net/

目次

1、はじめに
2、旅行実施に向けた感染防止のための基本的な考え方
3、旅行実施前の確認事項について
4, 新型コロナウィルス 具体的対応方・確認事項
5, 新型コロナウィルス 現地対応フロー
6, 修学旅行 コロナウィルスQ＆A

1. はじめに

修学旅行は単なる観光旅行ではなく、文部科学省の学習指導要領に於いて特別活動のひとつとして位置づけられ、諸外国にも類例のない教育活動です。その教育的意義は大きく、学校生活に於ける諸活動の中でも参加する児童・生徒の皆様にとって最も強い印象として残りえる極めて価値のある教育的活動です。

修学旅行実施において「新型コロナウイルス感染症」の感染予防を極力図り充実した修学旅行を実現していくため、私どもは、各種ガイドラインに基づいた「国内修学旅行の手引き」に準拠した感染防止策の実施に努め、学校・児童・生徒様、教職員の皆様、そして保護者の皆様に安心・安全な修学旅行の場を提供すべく、最大限の努力と支援を行います。

2. 旅行実施に向けた感染防止のための基本的な考え方

1、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染を回避するよう、引率教員・生徒・添乗員相互間の動線や接触等を考慮する。
2、他者と共有する物品や直接手が触れる場所と頻度を特定し、接触機会を軽減する措置を講じる。
3、感染リスクが高い「3つの密」な場所・状況を特定し、可能な限り事前に対策を講じる、または避けるような旅程管理を実行する。
4、一定の距離・間隔を確保する必要がある場合、可能な限り2m、最低1mを確保するように努めることとする。

感染防止のための行動（うつさない・うつらない）

①マスク着用で飛沫感染防止　②うがい・手洗い・消毒で接触感染防止　③共用備品を減らし、個人利用のものを持参
④密集を避ける、密集を作らない旅程管理　⑤声による伝達、案内を減らすための工夫・事前準備

3. 旅行実施前の確認事項について

1、旅行参加者（教員・生徒・添乗員）の基本対策　日常生活を営む上での基本的生活様式　※出典：厚生労働省HP

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底
□こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）　□身体的距離の確保
□「3密」の回避（密集、密接、密閉）
□一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
□毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

2、催行可否判断
■学校が保護者より参加同意書を集約する。
■訪問地における感染状況を確認する。
■学校内における感染状況、学校周辺における感染状況を確認する。
※催行の判断は契約者である学校となります。
（緊急事態宣言や危険レベルに応じて弊社として判断することがあります）

3、最終旅程確認
■運送機関、宿泊施設、食事・観光施設などの利用施設への感染防止対策の確認
■班別行動の詳細確認（各運送機関や観光施設の運営変更に伴う事前確認）
■三密回避を前提とした所要時間の確認（運送機関の乗降、トイレ休憩など）
■訪問地における医療機関・保健所の場所・連絡先を前もって確認する。

4、持ち物（教員・生徒・添乗員）参考リスト（コロナ対策用）
①マスク（1日1枚以上が望ましい）　②携帯消毒液（1人1個が望ましい）　③体温計（1人1個が望ましい）　④ハンカチなど
⑤ポケットティッシュ　⑥ウェットテッシュ（除菌効果ありが望ましい）　⑦清潔なビニール袋

5、修学旅行時の添乗員
■事前、並びに業務中の検温等、体調管理を徹底し、体調不良者や濃厚接触の恐れがある添乗員による添乗勤務は行いません。
■過去14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、その添乗員は添乗業務を行いません。
■万一添乗中の添乗員が体調不良となった場合は、速やかに団体から離脱させ、代替要員を手配致します。
■添乗員は予備として、携帯用の消毒キット、予備用のマスク、体温計、白手袋等を用意いたします。

4. 新型コロナウィルス　対応例

想定場面	②学校（生徒・教職員）	③旅行業者（添乗員）
出発前	■各学校にて健康調査カードによる健康チェック ■体調不良生徒については学校への登校基準に基づき、慎重に参加の可否をご判断 ■マスク（1日1枚以上）、マスクを捨てるビニール袋、手袋、消毒液、体温計・ウエットティッシュなどは持参 ■参加同意書を保護者様より集約	■運送機関、宿泊施設、食事・観光施設などの利用施設への感染防止対策の確認 ■班別行動の詳細確認 （各運送機関や観光施設の運営変更に伴う事前確認） ■三密回避を前提とした所要時間の確認 （運送機関の乗降、トイレ休憩など） ■訪問地の医療機関・保健所の場所・連絡先を事前確認
出発当日 ■学校集合（マスク着用）	■検温（37．5以上・息苦しさ・強いだるさなど確認） ■体調不良生徒の連絡を学校もしくは担当の先生へ ■検温による発熱者確認（37.5度を基準として判断する） ■新型コロナウイルスの疑いの場合は保健所へ連絡し指示に従う ■修学旅行の催行可否を学校様と弊社で相談	■学校集合 ■体調不良者対応。 コロナの予防・医療に関するコールセンター （TEL098-866-2129　24時間対応 ）へ連絡・ 修学旅行の催行可否を学校様と相談
那覇空港到着 ■集合は空いているスペースにて全体集合ではなくクラスごとに集合も検討	■スペースにてクラスごと整列集合（マスク着用） ■体調不良者が出た場合、学校様と相談し参加を断念していただくこともあります。その際は、学校様から保護者様へ連絡しお迎えをお願いします	■添乗員の指示でスペースへ誘導 ■飛行機会社のスタッフの指示にて誘導 ■弊社からお見送り社員を派遣（予定）。
セキュリティへ移動 ■空港スタッフより指示あり **セキュリティ通過～ゲート前** ■セキュリティ前にてサーモグラフィの検問あり	■指示に従い移動 ■全体移動の場合：クラスごと時差をつけて移動。 ■先頭と後方にご引率の先生が帯同につきそのほかの先生は誘導ポイントへ（危険物・液体物の荷物注意。ｸﾚﾍﾞﾘﾝ消毒液は持ち込み不可） ■ご引率の先生は各ポイントにて生徒様を誘導 ■サーモグラフィで引っかかった生徒の対応 ■ゲート変更の可能性があるため、生徒様は各自でも注意する	■全体移動の場合：先頭に添乗員と各クラス担任の先生と誘導。 ■ゲート前と最後尾で誘導 ■サーモグラフィで引っかかった生徒の対応・ゲート変更などの注意しながら誘導
搭　乗 ■スタッフはマスク着用 ■消毒をこまめにしている ■ソーシャルディスタンス確保	■しゃべらず着席しシートベルトを締める（マスク着用） ■離陸後安全ランプがあるまではテーブルは出さない ■リクライニングは動かさない	■何かあれば対応できるようにスタンバイ
ホテル到着時バスから部屋に移動 ■ホテル入口・ロビーフロア・エレベーター・階段のアルコール消毒 ■部屋の鍵（ルームキー）	■ロビーフロアやエレベーターが密にならないように、入館前にアルコール消毒を行う ■エレベーターが密にならないように、可能な場合は階段利用も含めて移動を対応する。 ■バス到着からの時差入館を実施	■アルコール消毒の準備を確認 ■館内見取り図配布が必要な場合、バス車内で配布するなどロビーフロアが密にならないように ■誘導・案内をする。 ■ルームキーは事前に部屋入れ可能であればそのようにする
入　浴　時 ■部屋風呂または大浴場	■大浴場に入浴する場合は、体を洗ってから浴槽に入る ■脱衣所が密になるケースが想定されるので、十分注意する	■一度に入浴する人数が多くならない ように事前にゆとりをもった時間を 調整しておく事 ■部屋風呂の使用可否も確認の上、 大浴場を利用したくない生徒への 配慮をしておく事
夕　食　時 ■アルコール消毒 ■宴会場・レストラン	■会場に入る前は必ずアルコール消毒をする食事中は極力会話を控える	■食事の提供形態を事前に確認し、その対策ならびに注意事項を正しく生徒に伝える
部屋長・班長会議 ■ロビーフロアまたは会議室	■全体の行程にもよるが、参加生徒全員が正しい行動が出来るように「確認」を徹底し、伝達を心掛ける	■従来以上に「伝える事・伝わる事」の重要性が高いので、しおりの最大活用を含め、重要な事が伝達するように分かりやすい説明を心掛ける
自由時間	■できる限り他の生徒の部屋にはいかないようにする事 売店での買い物についても、クラスごとに時間差をつけ密になりすぎないよう注意する	■売店が密にならないように、時間を割り振るなど工夫する （事前注文販売の案内なども含めて）
点呼・消灯	■睡眠が極めて重要であるため、定期的な体調管理のため、健康チェックを実施する（検温）	■引率先生・添乗員も万全な体調管理が重要である事から、緊急時を除き、先生との打ち合わせなども早めに実施するように事前に時間を調整する ■体調不良者が出た場合に、濃厚接触者を最小限にするように取り組む事生徒→先生→添乗員の連絡体制・方法を事前に確立しておく事（ホテル内線など含め：今年度は内線をカットしないように推奨）
起床～朝食	■起床したらまず検温を実施し、体調が悪い場合は速やかに先生を通じて報告する事	
チェックアウト・出発	■入館時同様に密にならないように時間差を設けて移動する	
貸切バス ■可能な限り朝夕2回の検温 ■マスクの着用 ■定期的な車内消毒 ■消毒液の設置 ■エアコンの外気導入 ■乗客の降車後に窓を開ける ■車内換気の実施 ■荷物の受渡しの際に手袋の着用	■旅行社との事前打ち合わせで乗車人数に応じてバス台数の追加検討 ■乗車前の手指アルコール消毒とマスクの着用 ■乗降車の際に密集を避ける工夫、隔を空けての乗車 ■乗車中は私語を控える（お客様用マイクの利用禁止） ■体調不良者が出た場合は速やかに乗務員又は添乗員に報告し指示に従う ■飲食の可否（バス会社によって見解が違う）	■学校との事前打ち合わせで乗車人数に応じてバス台数の追加提案・乗車前の手指アルコールの消毒とマスクの着用 ■乗車前に車内消毒と消毒液の設置がされているか確認 ■体調不良者が出た際のバス会社との連携確認（最寄り保健所など） ※公益社団法人日本感染予防対策バス協会 新型コロナウイルスガイドライン☞☞☞☞

想定場面	⇒	②学校（生徒・教職員）	③旅行業者（添乗員）
貸切タクシー ■可能な限り朝夕2回の検温 ■マスクの着用 ■定期的な車内消毒 ■消毒液の設置 ■エアコンの外気導入・走行中に窓を開ける車内換気実施 ■飛沫感染防止用ビニールカーテンの設置 ■体調不良者が出た場合ドライバーは添乗員に速やかに連絡	⇒	■旅行会社との事前打ち合わせで乗車人数に応じてタクシー台数の追加又は変更を検討（小型車→ジャンボなど） ■乗車前の手指アルコール消毒とマスクの着用 ■乗車中は私語を控える ■定員上、座席に余裕がある場合は間隔を空けての乗車 ■体調不良者が出た場合は速やかにドライバーに報告し指示に従う ■感染経路特定のため、訪問地をしおりに記載	■学校との事前打ち合わせで乗車人数に応じてタクシー台数の追加又は変更を提案（小型車→ジャンボなど） ■乗車前の手指アルコールの消毒とマスクの着用 ■乗車前に車内消毒と消毒液の設置がされているか確認 ■体調不良者が出た際のタクシー会社との連携確認（最寄り保健所など） ※一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 第2版を参照☞☞☞☞☞
班別行動の公共交通機関	⇒	■旅行会社との事前打ち合わせでスマートフォンの手配検討又は水分補給のためのペットボトル手配検討 ■計画段階で時間に余裕を持った行程の作成 ■予定地（昼食場所など）の最新営業状況などをWebで確認 ■マスクの着用、定期的な手洗い ■アルコール消毒の実施・体調不良者が出た場合、班長から速やかに本部へ連絡し指示をに従う ■感染経路特定のため、訪問地をしおりに記載	■学校との事前打ち合わせでスマートフォンの手配提案と水分補給のためのペットボトル手配提案 ■班長から体調不良者の発生連絡があった場合の搬送方法を教員を事前確認（本部待機の教員の動きなど）
見学地体験施設等 ■今まで入場予約不要だった見学地が予約制になったり、入場制限を設けている見学地があります ■飛沫感染防止シートや施設内の消毒などを実施し、感染防止に取り組んでいます ■営業時間の変更や体験内容の変更をしている場合があります	⇒	■入場時、他団体との調整でお待ち頂く場合があります ■班別入場の際は訪問地の最新情報を出発前に各班でご確認下さい ■班別行動での見学・体験学習中に体調が悪くなった場合は、班別行動中の連絡体制に沿って本部への連絡をお願いします。同時に各施設のスタッフにも報告をお願いします ■見学中はマスクの着用と最小限の会話に留めて頂きます様、お願いします ■お土産の事前注文システムもご検討願います。※方面によっては事前注文ができない場合もございますので、営業担当者にご確認下さい	■通常、入口で配布するチケットやパンフレット類は見学後のバス車内等で配布できる様に各見学地と交渉いたします。 ■実施前の時点で各見学地の最新情報やコロナウイルス対策の把握に努め、ゆとりある行程の作成をいたします。 ■混雑が予想される売店や見学地は時間差をつけて入店するなど、密回避となるような対策を講じます。 ■大声でのアナウンスができない事を想定した上で、イヤホンガイドをご提案します（有料）
昼食施設 ■入店時の検温・消毒の実施 ■できる限り2m以上の座席間隔をあける ■店内清掃を徹底し、テーブルやイス、不特定多数が触れる箇所に定期的にアルコール消毒を実施します　上記は一例です。	⇒	■入店時、退店時のマスクの着用、会話を控え、施設の方への挨拶は会釈のみでお願いします ■密にならない様に間隔をあけて入店・退店をお願いします ■先生方からの伝達事項は最小限にして頂き、食事中の会話は控えて頂きます様、お願いします ■班別行動中の食事については直前の営業状況をWEB等で各自ご確認下さい ■経路把握の為、食事場所のレシートを取っておきましょう	■利用施設毎に入店前の消毒、テーブル配置の工夫、会場の分割、おしぼりの準備、店内の定期的な換気等も対策について確認します ■他団体の予約状況を確認の上、他団体と重なる事が無い様、施設に調整の依頼をします（他校との接触防止等） ■施設によっては感染防止の観点からメニューの変更をしている場合があります。事前に食事内容を確認の上、ご相談させて頂きます ※店舗により対応は異なりますが、基本一般社団法人日本フード・サービス協会が定めるガイドラインに基づいて対策を行っております☞
■見学・体験・昼食行動中の対応陽性と判断された場合	⇒	＜団体行動中＞ ■看護師・養護の先生のご判断を踏まえ、症状に応じて各都道府県が設置している「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し、指示を仰ぎます。搬送の際は引率先生の同行をお願いします ＜班別行動中＞ ■班別行動時の緊急連絡ルールに沿って、各班の班長から本部に連絡してください・本部より、症状に応じて各都道府県が設置している「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し、指示を仰ぎます・該当班への合流、搬送の際は引率先生の同行をお願いします陽性と判断された場合は保健所の判断・指示を仰ぎます。	
空港到着	⇒	■空きスペースにて分散して集合・各クラスにてチケット配布した後、セキュリティへ移動・解散式は中止、または最小限に留めてください。（しおりに連絡事項をまとめ当日、目を通すなど）※検温は前の見学地で実施・セキュリティへ移動	・チケットをクラスごとに仕分け・到着したクラスごとをスペースへ案内・全体移動の場合：先頭に添乗員と各クラスのご引率の先生と誘導・各自チェックインの場合：誘導ポイントにスタンバイし誘導
降機	⇒	■各自ターンテーブルまで移動 ■集合解散せず流れ解散	■先頭と最後尾にて誘導 ■全員解散するまで空港待機
解散場所（学校）	⇒	■バスを利用し学校付近へ向かう場合は、車内でマスクの着用 ■保護者の方にお迎え頂くことを前提とします。	
帰着後	⇒	■修学旅行は、普段の生活より慣れない団体行動で疲労が蓄積されております すぐに就寝・休養を十分にとって下さい・各学校にて健康調査カードによる健康チェックを引き続き数日間続けてください。 ■万が一の、息苦しさ・高熱・倦怠感などの新型コロナウィルスの感染疑いがあった場合、すぐに最寄りの保健所までご連絡お願いします ■しおりに行動管理を記入することで、感染経路や濃厚接触者を特定することが可能です	

5. 新型コロナウィルス 現地対応フロー

新型コロナウィルス感染症の発症者が出た場合：該当者・濃厚接触者を除く本隊の動き（保健所の指示を踏まえ）

A 行程はそのまま進めたい　【行程をそのまま進めたいが、予定通りに進めない事も想定】

①予定通りの内容で観光・食事・宿泊含めて進める	■訪問予定の観光施設、食事箇所などに確認の上、行程上支障がない事が確認できれば最もスムーズで良い **～情報開示をどの程度実施するかがポイント！～** ■基本的には可能な限り予定通り進められるように尽力 **～ポイントは正確な情報開示～**
②観光・食事・宿泊、交通機関 など一部変更など伴いながら進める	■入場や食事など訪問がNGの場合、代替案を手配し行程を進める。食事形態や訪問地の変更など ■（例）予定では昼食はレストランA→レストランBや弁当など ■（例）復路貸切バス⇒鉄道移動に変更し帰路 類似対応事例：レストラン食中毒発生による営業休止、天候不良による交通機関の欠航

B 行程を中断し、帰宅を選択したい 【行程を中断し、帰宅したいが、すぐに帰宅できないケースの対応】

③最短で手配可能な交通機関にて帰宅する（日程短縮）	■ポイントは手配が出来るかどうか、時期・人数により難易度は高い情報開示をする場合に時間的なゆとりがあまりない事が想定される 類似対応事例：地震などの大型災害などが発生したケース
④ 発生から復路までの時間は、宿泊箇所で待機し、予定通りの交通機関で帰宅する	■外での活動（観光・食事）を中断する事になるので、代替案を用意 ■発生が行程最終日の場合は、短時間で様々な事を進める必要があり 類似対応事例：台風で足止め、宿泊施設から出られないようなケース ■館内での過ごし方、食事対応がポイント

新型コロナウィルス 現地対応フロー

37.5℃以上の発熱、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）

↓

滞在地最寄りの保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡

↓

感染疑いがある場合

↓

専門の「帰国者・接触者外来」を 紹介して貰い受診

↓

陽性の場合

↓

入院要　不可能な場合	入院要　可能な場合
↓	↓
指定ホテルなどで隔離療養	指定病院で入院
↓	↓

保健所・医療機関の指示に従う

↓　↓

感染疑いがない場合
ホテル内で安静療養

↓

陰性の場合

↓

ホテル内で安静療養

↓

回復状況により、本体と合流

予定通り帰着が不可能な場合
回復後（医療機関からの指示）、帰宅保護者の迎え要請、復路の手配

新型コロナウィルス 感染発生時の想定される対応

■陽性後は、原則保健所・医療機関の指示に従う
■濃厚接触者（生徒、教職員）は医療機関にて受診。
■陽性生徒への引率（面会不可、保護者との合流対応）
■感染経路特定のため、班別行動中の訪問地・訪問時間の報告。
■事後の行程に関する決定。（管轄保健所・旅行会社相談）
■参加者全保護者への報告。（今後の感染拡大の対策と行程変更内容の連絡）
■マスコミ対応。（引率代表者と相談し対応）

6, 修学旅行 コロナウィルスQ＆A

Q1：修学旅行先での新型コロナ感染症対策は具体的にはどのようなものが取られているのでしょうか？
A1：国から出されているガイドラインに基づき、弊社が全ての関係機関に確認の上、選定をさせて頂いております。（交通・宿泊・飲食・見学地など）具体的には移動時、滞在時における換気対策と三密対策、飲食時における、食事の提供方法の接触感染 対策などとなります。

Q2：密集を避けるために新幹線の座席を予め買い取る事は可能でしょうか？
A2：お一人様につき1席ずつの座席確保となります。当日は指定された座席を変更しない様にお願い致します。 また予備席の確保は出来かねますので、ご了承ください。

Q3：密集を避ける為に貸切バスの台数を増やすことは可能でしょうか？
A3：混雑日は満車になっております。なるべく早目にご判断下さい。（追加代金が発生致します）

Q4：学校が休校になった場合、修学旅行は中止になると思いますが、その場合のキャンセル料はどうなりますか？
A4：休校により修学旅行が中止となった場合も、キャンセル料は規定通りにかかります。現在国の方針では各都道府県・市町村によりキャンセル料を負担する自治体もあります。

Q5：新型コロナウィルス感染症の拡大傾向で参加を迷っています、修学旅行への参加は必須でしょうか・ 各家庭の判断で参加を取りやめる事も可能ですか？
A5：参加にあたっては、各家庭から参加同意書を頂く事になっております。どうしても心配で参加をしたくないと いう事であれば、それも一つの判断だと考えております。

Q6：子供が現地で新型コロナウィルスに感染し陽性となった場合は、どのような対応が必要になりますか？
A6：基本的には現地保健所の判断に基づき、連絡をさせて頂きますが、保護者の方にはお迎えに来ていただく事になります。今回の修学旅行に際しては学校旅行総合保険に加入をしております。
保護者の方の現地までの交通費や宿泊代はその保険での補償を想定しております。また手配に関しても弊社でお手伝いをさせて頂きます。濃厚接触者と認定され陰性となり、団に戻る場合は補償外となります。

Q7：家族が新型コロナウィルスに感染した場合、参加をさせる事は可能ですか？
A7：保健所の判断・指示が基本となります。そのうえで速やかに学校様に連絡を取って頂き、判断を相談ください。
不参加の場合の取消料は規定通りとなります。

Q8：子供が現地で新型コロナに感染した場合にかかる費用はどのようなものが想定されますか？保険での適用などはどのようになっていますか？
A8：国内旅行傷害保険の適用範囲は、傷害が対象のため、検査費、治療費や通院費がかかる場合は、保険対象外となります。また現地で追加滞在になった場合の宿泊費や交通費も追加負担が発生する可能性がございます。各自治体により滞在費を補填するケースがございますので、訪問予定自治体の状況を確認の上、判明次第学校様を通じてご案内をさせて頂きます。

Q9：子供が新型コロナウィルスに感染した場合、仕事の関係でどうしても現地に迎えにいく事が不可能な場合はどのような対応が想定されますか？
A9：基本的には都合をつけて頂きお迎えに来ていただきたいと思いますが、個々の事情により対応方を相談させて頂きます。

Q10：出発当日の体調で参加・不参加を決める基準はありますか？
A10：37.5度以上の発熱がある場合は参加は見送って頂きますようお願いいたします。

Q11：集合場所（学校・空港）で検温を行いました。発熱37.5℃以上あった場合に修学旅行に連れて行く事は可能ですか？
A11：引率の看護師・養護の先生のご判断により、参加をご遠慮いただく可能性があります。
（事前打合せで37.5℃以上の発熱は不参加で統一をご検討下さい）空港にお見送りの先生を配置していただき、保護者の方が集合場所まで迎えに来ていただきます。※この場合は、学校旅行総合保険（学校補償条項及び参加者補償条項）は適用外となります。

Q12：修学旅行の持ち物で必要なものは何ですか？
A12：詳しくは出発前に配布させて頂くしおりに記載をさせて頂きますが、滞在日数分のマスク、携帯体温計、携帯消毒液、ウエットティッシュは持参をお願いします。

Q13：水筒は持参した方がいいでしょうか？
A13：コロナ感染予防の為に水筒持参はご遠慮お願い致します。
弊社でペットボトル（ミネラルウォーター・お茶）のご用意は可能です。（追加代金が発生致します）

Q14：航空機及び貸切バス車内でお弁当や軽食を食べる事は問題ないでしょうか？
A14：マスクを外さないと食べる事が出来ませんのであまりお勧めは出来ません。但し、禁止ではございませんので食事中の大きな声でのコミュニケーションは避けるご指導をお願い致します。またその際に出たゴミ処理につきましては航空機・貸切バス車内で対応が違いますので営業担当者にお尋ねください。

「全旅協　コロナお守りパック」のご案内

●保険金お支払いの対象となる事故●

※補償の詳細につきましては裏面をご参照ください。

補償①　新型コロナウイルス感染症一時金特約（保険金額 3万円（1名））

感染者	**①旅行行程中** または ②旅行行程が終了した日から14日以内に 新型コロナウイルス感染症を発病したときにお支払いします
同行者	上記の感染者の発病が**旅行行程中**だった場合に、感染者の同行者全員にお支払いします ※「同行者」は次のいずれかの方を指します ◆ 上記感染者と同一の旅行を同時に参加予約し、上記感染者に同行していた方 ◆ 添乗員を有する企画旅行に上記感染者と参加していた方（添乗員を含む）

補償②　国内旅行傷害保険

国内旅行中の事故によるケガが原因で死亡されたり、後遺障害が生じたりした際に、最大100万円をお支払いします。

※新型コロナウイルス感染症は対象外

例えば

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「制度名*」等を確認させていただきますのでご了承願います。

＊本制度名は、「コロナお守りパック」です。

・メディカルアシスト　自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつご相談時点で保険契約が継続している場合に限ります。

・ご相談の対象は、ご契約者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

・本サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

取扱代理店【全旅●保険】株式会社　旅行ビジネスサポート

引受保険会社　東京海上日動火災保険株式会社（旅行業営業部　営業第三課）

＜代理店使用欄＞

受付No.

補償の概要

【新型コロナウイルス感染症一時金特約】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
以下のいずれかに該当した場合に、保険金（3万円）をお支払いします ①国内旅行中または国内旅行が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに 保険の対象となる方が新型コロナウイルス感染症を発病*1した場合 ②保険の対象となる方が参加する国内旅行中に、旅行同行者*2が新型コロナウイルス感染症を発病*1した場合 ▶新型コロナウイルス感染症一時金額をお支払いします。ただし、保険金のお支払いは、①または②のいずれかについて、かつ、1回に限ります。 *1 新型コロナウイルス感染症の発病は、医師による診断を必要とします。 *2「旅行同行者」とは以下のいずれかに該当する方をいいます。 ①保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約した者で保険の対象となる方に同行する方 ②保険の対象となる方が参加する「添乗員を有する企画旅行」に参加する方 ③保険の対象となる方が参加する企画旅行の添乗員	・保険期間開始前に既に発病していた新型コロナウイルス感染症 ・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症 ・保険金受取人の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した新型コロナウイルス感染症等

【国内旅行傷害保険】 **新型コロナウイルス感染症・熱中症は対象外です**

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡され場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※１事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ　等
後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の４%～１００%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

この保険契約のしくみについて

旅行業法の指定団体である一般社団法人全国旅行業協会は東京海上日動火災保険株式会社との間で国内旅行傷害保険（新型コロナウイルス感染症一時金特約、死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約セット）の包括契約を締結しており、同協会の会員が取り扱う国内企画旅行の旅行者に補償を提供しています。

旅行される方には、上記契約の被保険者（補償の対象となる方）として東京海上日動火災保険株式会社の「コロナお守りパック」の補償およびサービスが提供されます。契約当事者は取扱いの旅行会社であり、株式会社旅行ビジネスサポートが損害保険代理店として契約事務等を担当しています。

個人情報の取扱について

●保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上日動のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑦の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動と東京海上日動のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

⑦旅行同行者の保険金のお支払いに必要な範囲内で、保険金の対象となる方の保険金請求内容等を旅行同行者に提供する、または保険金のお支払いに利用すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事

＜保険加入者（全旅協会員旅行会社）＞